

資料

- 国家公務員退職手当制度の概要
- 共済年金職域部分の概要

平成24年4月26日(木)

国家公務員退職手当制度の概要

1 退職手当の適用対象

(根拠法：国家公務員退職手当法)

司法・立法・行政全ての国家公務員のうち、常時勤務に服することを要する職員及びこれに準ずるもの(64万人)

→参考資料 1

2 退職手当の算定構造

退職手当の額

$$= \text{退職日の俸給月額} \times \text{支給率} \left\{ \begin{array}{l} \text{勤続年数別} \\ \text{退職理由別} \end{array} \right. + \text{調整額} \left[\begin{array}{l} \text{職責に} \\ \text{応じた} \\ \text{加算額} \end{array} \right]$$

(1) (2) (3)

(1) 退職日の俸給月額

退職した者の退職時の俸給月額をいい、例えば、一般職職員であれば、一般職給与法に定める「俸給表」の号俸に基づく。

なお、定年前10年以内に勤続25年以上の職員が勲褒等の官側の都合により退職した場合には、定年前の残年数1年につき2% (最大20%) 割り増される* (定年前早期退職特例措置)。

*次官・外局長官級に割増不適用等の例外あり

(2) 支給率

退職した者の勤続年数及び退職理由により定まる。

退職した者の勤続年数が長いほど率は高まり、また、同じ勤続年数でも、例えば、自己都合退職より定年退職のほうが率は高い。最高支給率は59.28(定年・勲褒退職の場合、勤続35年以降は59.28で頭打ち)

→参考資料 2

(3) 調整額

原則として退職した者の直近5年間の職責に応じて加算されるもの。ただし、勤続9年以下の自己都合退職者には支給されない等の例外がある。

→参考資料 3

<例>勤続25年以上で、退職の直近の役職が以下の場合
係長級…約125万円 課長級…約300万円

3 退職手当の平均支給額

(22年度支給実績) <行(一) 適用者>

定年退職	2,631万3千円
勲褒退職	2,842万2千円
自己都合退職	798万0千円

→参考資料 4

4 退職手当の水準設定の考え方

(1) 官民均衡

退職手当は国家公務員の処遇の一部として適切な水準であることが必要であり、また、その財源が国民の負担する税により賄われていること等を考慮すれば、その水準設定については、広く国民の理解と納得を得られるよう、民間企業の水準との均衡を図っている。

(2) 退職給付

退職した者が元会社（使用者）から支給される金銭の合計額を官民比較することが適当との考えから「退職給付」を比較。

$$\text{退職給付} = \begin{cases} < \text{公務} > & \text{退職手当 (一時金)} & + & \text{共済職域部分} \\ < \text{民間} > & \text{退職金 (一時金)} & + & \text{企業年金} \end{cases}$$

(3) これまでの調査と見直し状況

これまで概ね5～6年ごとに実施する民間企業の実態調査によって官民比較を行い、民間との均衡を図る観点から見直しを行ってきたところ。

調査年	民=100%として官の水準 (法制定)	見直しの状況 (法改正)
1953 (昭和 28) 年		—
1971 (昭和 46) 年	81%	→ 引上げ (1973 (昭和 48) 年法改正)
1978 (昭和 53) 年	110%	→ 引下げ (1981 (昭和 56) 年法改正)
1983 (昭和 58) 年	99%	(無)
1989 (平成元) 年	101%	(無)
1996 (平成 8) 年	103%	(無)
2001 (平成 13) 年	105.6%	→ 引下げ (2003 (平成 15) 年法改正)
2006 (平成 18) 年	99.3%	(無)
2011 (平成 23) 年	< 今 回 >	

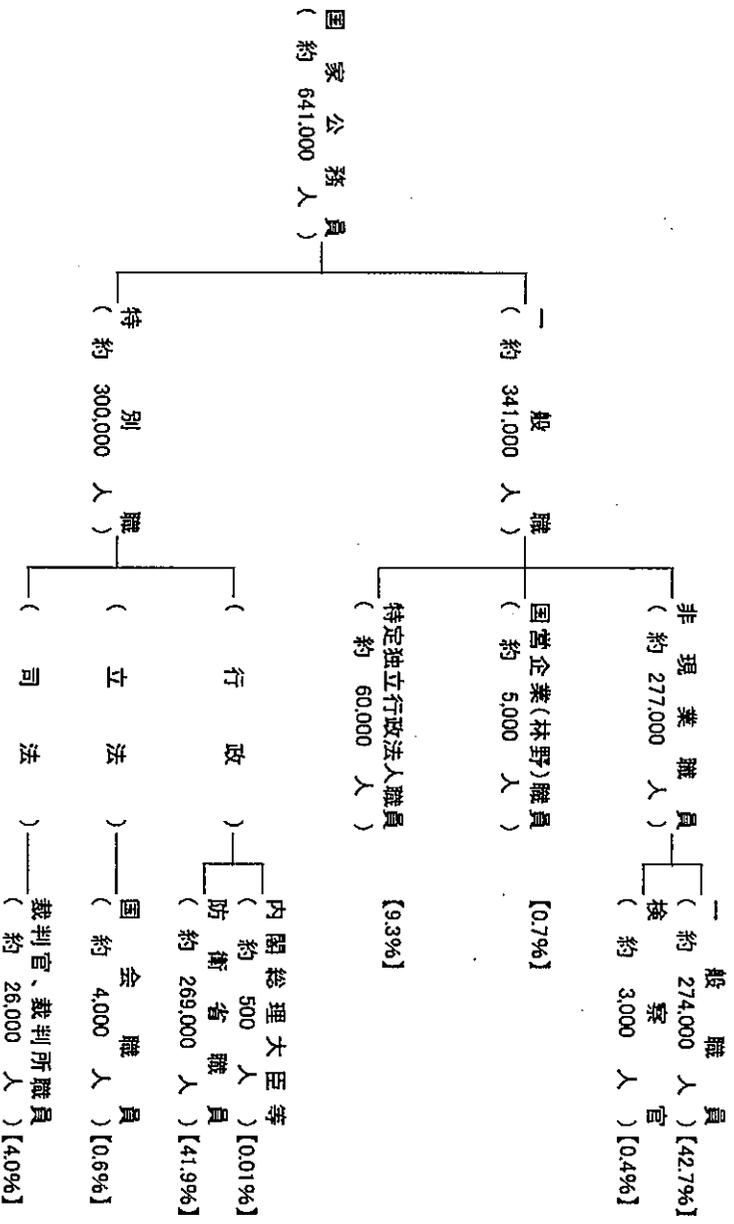
※ 2001 (平成 13) 年 (総務省実施) 以外は、人事院が調査を実施。

※ 2001 (平成 13) 年以前は、退職金調査として官の退職手当との比較調査を実施。

(4) 過去2回の引下げ時の経過措置

- ① 昭和56年法改正では、引下げ率を1年目は2.5%、2年目は5.8%とし、3年目から所定の8.3%とする経過措置を設けた。
- ② 平成15年法改正では、引下げ率を1年目は2.7%とし、2年目から所定の5.5%とする経過措置を設けた。

国家公務員退職手当法が適用される国家公務員



(注1) ()内の人員数は、平成23年度末予算定員による。ただし、特定独立行政法人職員の数は、平成23年1月1日現在の常勤職員数である。なお、人員数は、繰越処理の関係で、必ずしも合計数とは一致しない。【】内は、国家公務員退職手当法が適用される国家公務員全体に占める割合を示す。

(注2) 国会議員、国会議員の秘書は適用対象外であるほか、特定独立行政法人の役員(特別職の国家公務員)も適用対象外とされている。

(注3) 最高裁判所の裁判官の退職手当については、最高裁判所裁判官退職手当特例法において、1年当たりの支給率が2.4とされており、他の国家公務員との期間通算は行われない。

(注4) このほか、勤務形態が常時勤務に服することを要する職員に準ずる者にも適用される。

- ① 国の一般会計又は特別会計の常勤職員給与の自から俸給が支給される者
- ② 次の要件を満たした期間業務職員
「雇用関係が事実上継続していると認められる場合において、常勤職員の勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が引き続いて12月(当月の間6月)を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務期間により勤務することとされているもの」

参考資料 2

国家公務員退職手当支給率早見表

勤続年数	法第3条			法第4条		法第5条		二十五年以上勤続官署の移転等	二十五年以上勤続官署の移転等	二十五年以上勤続定年・勲奨・通勤傷
	自己都合	傷病等 任期終了・公務外死亡・勲奨・通勤	公務外傷病 (通勤傷病を除く)	二十五年未満勤務官署の移転等	外死亡・勲奨・任期終了・公務	整理、公務上死亡・傷病	二十五年以上勤続官署の移転等			
年 1	0.6	1.0	1.0	1.25		1.5(3.6a)				
2	1.2	2.0	2.0	2.5		3.0(4.5a)				
3	1.8	3.0	3.0	3.75		4.5(5.4a)				
4	2.4	4.0	4.0	5.0		6.0(5.4a)				
5	3.0	5.0	5.0	6.25		7.5				
6	3.6	6.0	6.0	7.5		9.0				
7	4.2	7.0	7.0	8.75		10.5				
8	4.8	8.0	8.0	10.0		12.0				
9	5.4	9.0	9.0	11.25		13.5				
10	6.0	10.0	10.0	12.5		15.0				
11	8.88		11.1	13.875		16.65				
12	9.76		12.2	15.25		18.3				
13	10.64		13.3	16.625		19.95				
14	11.52		14.4	18.0		21.6				
15	12.4		15.5	19.375		23.25				
16	15.39		17.1	21.375		24.9				
17	16.83		18.7	23.375		26.55				
18	18.27		20.3	25.375		28.2				
19	19.71		21.9	27.375		29.85				
20	23.5		24.44	30.55		32.76				
21	25.5		26.52	32.63		34.76				
22	27.5		28.6	34.71		36.192				
23	29.5		30.68	36.79		37.908				
24	31.5		32.76	38.87		39.624				
25	33.5		34.84			41.34	41.34			41.34
26	35.1		36.504			43.212	43.212			43.212
27	36.7		38.168			45.084	45.084			45.084
28	38.3		39.832			46.956	46.956			46.956
29	39.9		41.496			48.828	48.828			48.828
30	41.5		43.16			50.7	50.7			50.7
31	42.7		44.408			52.572	52.572			52.572
32	43.9		45.656			54.444	54.444			54.444
33	45.1		46.904			56.316	56.316			56.316
34	46.3		48.152			58.188	58.188			58.188
35	47.5		49.4			59.28	59.28			59.28
36	48.7		49.4			59.28	59.28			59.28
37	49.9		49.9			59.28	59.28			59.28
38	51.1		51.1			59.28	59.28			59.28
39	52.3		52.3			59.28	59.28			59.28
40	53.5		53.5			59.28	59.28			59.28
41	54.7		54.7			59.28	59.28			59.28
42	55.9		55.9			59.28	59.28			59.28
43	57.1		57.1			59.28	59.28			59.28
44	58.3		58.3			59.28	59.28			59.28
45	59.28		59.28			59.28	59.28			59.28

(注1) ()内は、法第6条の5の最低保障である。
(注2) aは、基本給月額であり、俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当(又はこれらに相当する手当)の月額合計額をいう。
(注3) 勤続20年以上の長期勤続者については、法附則第21項から第23項まで及び昭和48年法律第30号附則第5項から第7項による退職手当の基本額の調整(104/100)を含めた計数である。

参考資料 3

○ 退職手当の調整額

基礎在職期間の初日の属する月から末日の属する月までの各月ごとに、当該各月にその者が属していた職員の区分（第1号区分～第11号区分）に応じて定める額（以下「調整月額」という。）のうち、その額が多いものから60月分の調整月額を合計した額

職員の区分と調整月額

区分	対応する職員	調整月額	年額 (概算)	区分	対応する職員	調整月額	年額 (概算)
1	指定職（6号俸以上） これに相当する職員	79,200 円	95万 円	6	行（一）7級 これに相当する職員	41,700 円	50万 円
2	指定職（5号俸以下） これに相当する職員	62,500 円	75万 円	7	行（一）6級 これに相当する職員	33,350 円	40万 円
3	行（一）10級 これに相当する職員	54,150 円	65万 円	8	行（一）5級 これに相当する職員	25,000 円	30万 円
4	行（一）9級 これに相当する職員	50,000 円	60万 円	9	行（一）4級 これに相当する職員	20,850 円	25万 円
5	行（一）8級 これに相当する職員	45,850 円	55万 円	10	行（一）3級 これに相当する職員	16,700 円	20万 円
				11	その他の職員	0 円	

(注1) 第10号区分の調整月額の勘案は、勤続25年以上退職者の場合に限る。

(注2) 勤続9年以下の自己都合退職者等は調整額が支給されない。また、勤続4年以下の退職者（自己都合退職者以外）及び勤続10年以上24年以下の自己都合退職者は調整額が半額になる。

(注3) 一定の特別職幹部職員等の調整額は基本額の6/100となる。

退職手当の支給状況

<平成22年度退職者①>

国家公務員退職手当法の適用を受けて平成22年度中に退職した者について各省庁等からデータの提供を受け、総務省人事・恩給局で集計した結果による。

表1 退職理由別退職者数及び平均退職手当

退職事由	常勤職員		うち行政職俸給表(一)適用者	
	退職者数	平均退職手当	退職者数	平均退職手当
計	32,260 人	10,286 千円	4,247 人	17,114 千円
定年	9,845 人	24,515 千円	1,804 人	26,313 千円
勲 奨	1,072 人	34,903 千円	479 人	28,422 千円
自己都合	8,854 人	3,584 千円	1,021 人	7,980 千円
その他	12,489 人	1,708 千円	943 人	3,663 千円

注)「その他」には、任期制自衛官等の任期終了や死亡等による退職が含まれている。

＜平成22年度退職者②＞

表2 勤続年数別退職者数及び平均退職手当

勤続年数	計		定年		勸奨		自己都合		その他	
	退職者数	平均退職手当	退職者数	平均退職手当	退職者数	平均退職手当	退職者数	平均退職手当	退職者数	平均退職手当
合計	32,260	10,286	9,845	24,515	1,072	34,903	8,854	3,584	12,489	1,708
5年未満	16,648	768	21	2,067	25	2,408	4,841	291	11,761	958
5年～9年	1,845	1,294	43	4,536	6	5,494	1,589	954	207	3,108
10年～14年	690	3,271	64	5,058	3	10,057	576	2,886	47	5,125
15年～19年	569	6,625	90	9,054	5	12,296	406	5,749	68	8,225
20年～24年	714	11,866	293	13,178	16	17,355	325	9,949	80	13,758
25年～29年	2,048	19,355	1,534	19,906	60	31,046	351	15,166	103	18,616
30年～34年	3,341	24,919	2,649	24,487	250	38,045	331	18,909	111	23,574
35年～39年	3,454	28,457	2,606	27,625	470	37,506	292	21,886	86	26,504
40年以上	2,951	27,440	2,545	27,001	237	33,550	143	25,208	26	27,021
平均勤続年数	15年5月		34年7月		35年0月		8年11月		3年2月	

常勤職員

(退職者数:人、平均退職手当:千円)

うち行政職俸給表(一)適川者

(退職者数:人、平均退職手当:千円)

勤続年数	計		定年		勸奨		自己都合		その他	
	退職者数	平均退職手当	退職者数	平均退職手当	退職者数	平均退職手当	退職者数	平均退職手当	退職者数	平均退職手当
合計	4,247	17,114	1,804	26,313	479	28,422	1,021	7,980	943	3,663
5年未満	1,020	311	5	2,012	1	2,070	249	240	765	321
5年～9年	166	1,258	10	4,603	1	2,525	144	940	11	2,261
10年～14年	138	2,904	6	6,357	0	0	120	2,602	12	4,193
15年～19年	104	5,327	2	9,755	1	14,342	93	5,033	8	6,512
20年～24年	102	9,899	3	11,269	0	0	79	9,419	20	11,593
25年～29年	149	16,894	7	19,483	13	25,621	95	15,136	34	17,933
30年～34年	296	23,469	83	25,526	80	27,484	91	18,598	42	22,308
35年～39年	930	26,574	569	26,917	217	28,512	108	21,457	36	24,812
40年以上	1,342	26,838	1,119	26,586	166	29,374	42	23,337	15	27,305
平均勤続年数	26年6月		39年5月		37年4月		17年2月		6年6月	

参考資料5

過去3か年(平成20年～22年)の支給状況

○ 過去3か年では、定年退職の割合が増加し、勤奨退職の割合が減少する傾向が認められる。

表1 平成20年度退職

退職事由	常勤職員		うち行政職俸給表(一)適用者	
	退職者数	平均退職手当	退職者数	平均退職手当
計	40,589人	10,861千円	6,587人	17,224千円
定年	11,309人	24,523千円	1,933人	25,914千円
勤奨	3,369人	31,502千円	1,643人	28,782千円
自己都合	10,981人	3,060千円	1,821人	6,887千円
その他	14,930人	1,591千円	1,190人	2,971千円

注)「その他」には、任期制自衛官等の任期終了や死亡等による退職が含まれている。
表2・表3も同じ。

表2 平成21年度退職

退職事由	常勤職員		うち行政職俸給表(一)適用者	
	退職者数	平均退職手当	退職者数	平均退職手当
計	36,120人	11,378千円	7,630人	14,744千円
定年	10,725人	24,670千円	1,934人	26,019千円
勤奨	2,914人	30,340千円	1,751人	26,204千円
自己都合	9,508人	3,497千円	1,181人	7,046千円
その他	12,973人	1,907千円	2,764人	2,883千円

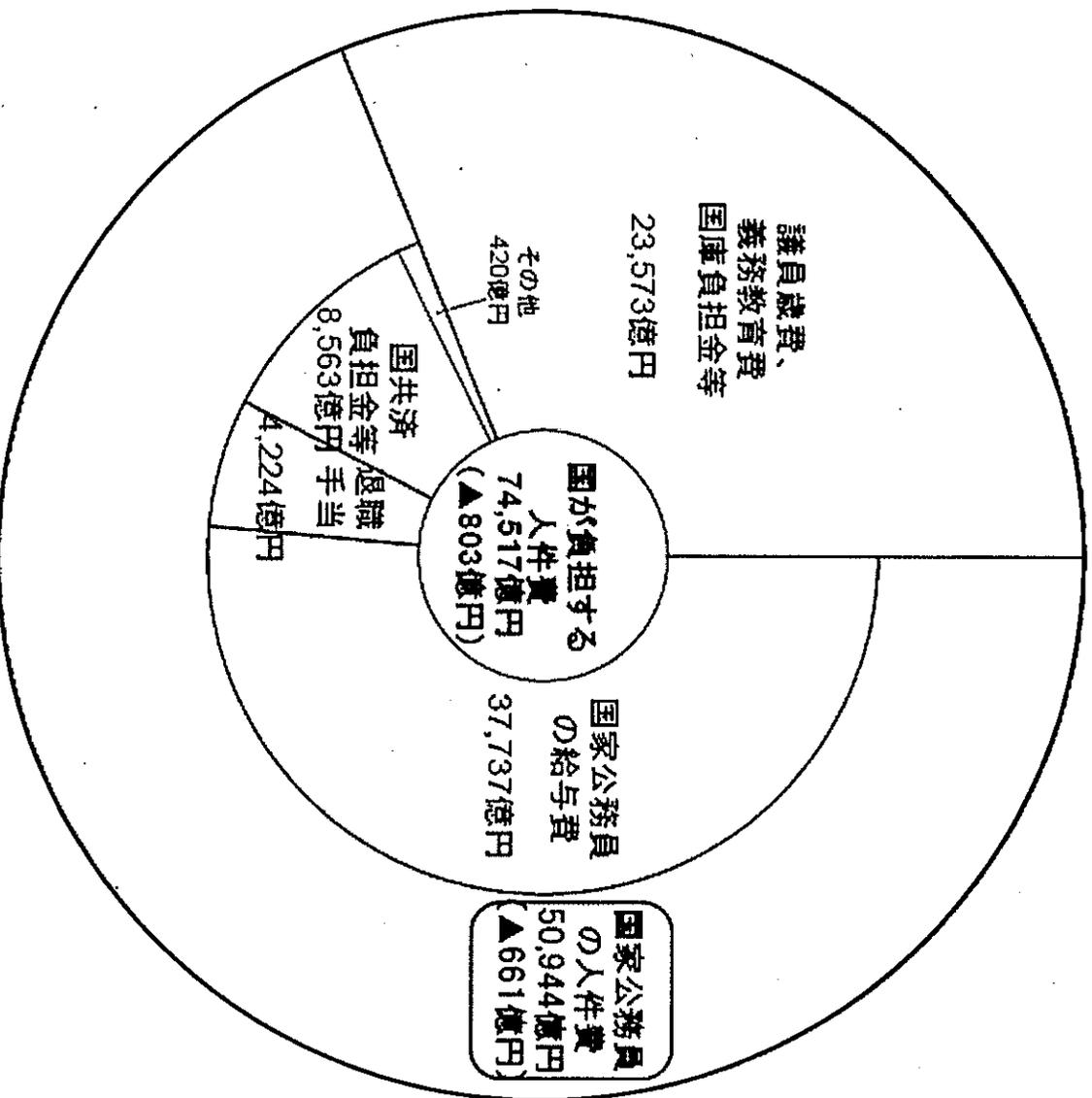
表3 平成22年度退職

退職事由	常勤職員		うち行政職俸給表(一)適用者	
	退職者数	平均退職手当	退職者数	平均退職手当
計	32,260人	10,286千円	4,247人	17,114千円
定年	9,845人	24,515千円	1,804人	26,313千円
勤奨	1,072人	34,903千円	479人	28,422千円
自己都合	8,854人	3,584千円	1,021人	7,980千円
その他	12,489人	1,708千円	943人	3,663千円

平成23年度退職者については、24年度に調査を実施予定

(財務省資料より引用)

公務部門の人員費の姿 (平成24年度予算政府案)

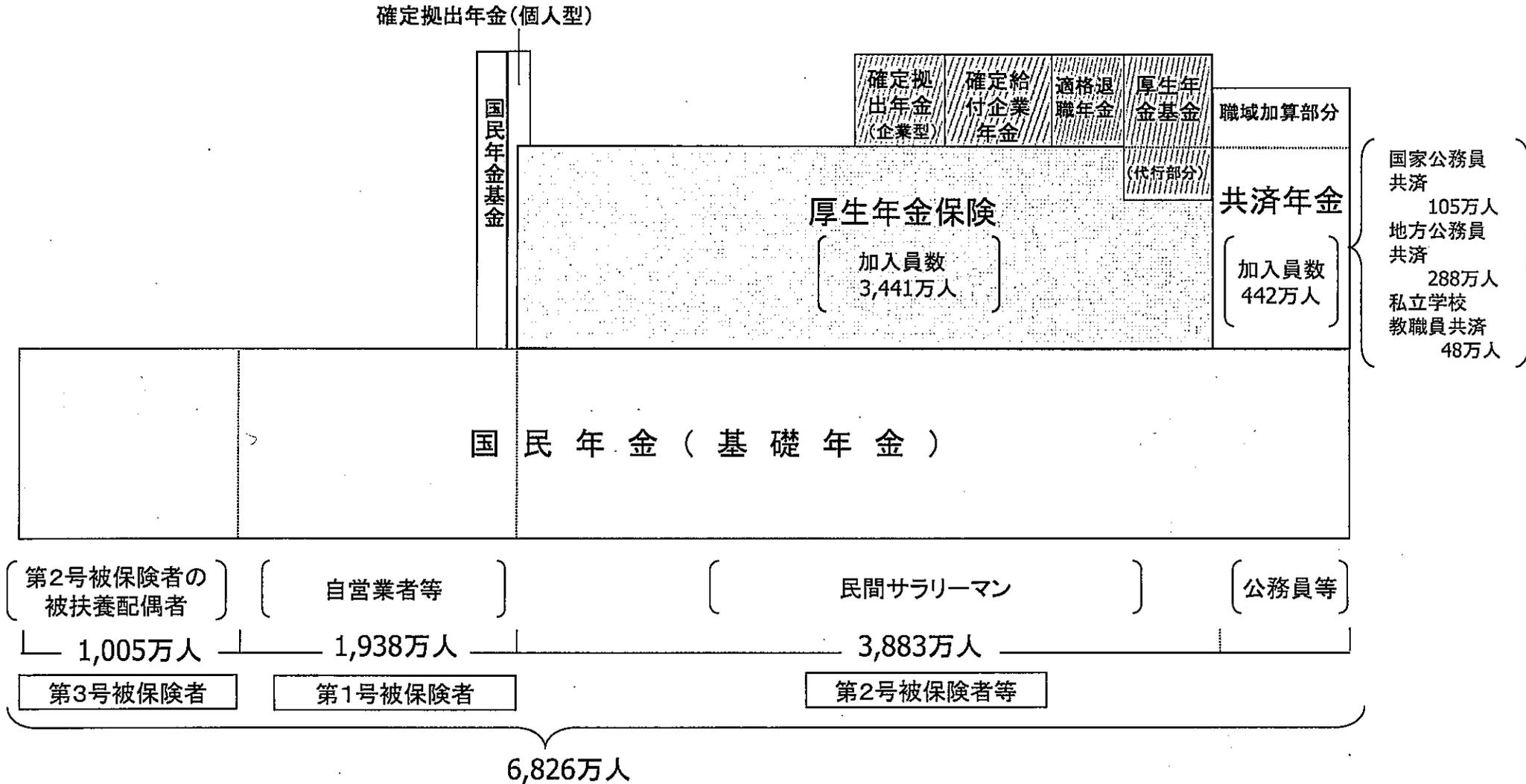


(注) 計数は、四捨五入しているため、計において一致しないことがある。

共済年金職域部分の概要

年金制度の体系

(数値は、平成23年3月末)



(注)厚生年金加入者のうち企業年金加入者1,671万人(厚生年金加入者の48.6%)。
 (内訳は、厚生年金基金:447万人、適格退職年金:126万人、確定給付企業年金:727万人、確定拠出年金(企業型):371万人)
 また、確定拠出年金(個人型)の加入者数は12万人、国民年金基金の加入者数は55万人である。

厚生年金と共済年金の給付の比較

[厚 生 年 金]

[共 済 年 金]

※平成24年度価格

(企 業 年 金)	
本 人 分	老齢厚生年金 (報酬比例年金) 99,858円
	老齢基礎年金 65,541円
配 偶 者 分	老齢基礎年金 65,541円

合計 230,940円

(企業年金を含まない)

2 割	職域加算部分 19,971円	本 人 分	保 険 料 (労 使 折 半)
	退職共済年金 (報酬比例年金) 99,858円		
	老齢基礎年金 65,541円		
	老齢基礎年金 65,541円	配 偶 者 分	1 / 2 保 険 料 (労 使 折 半) + 1 / 2 国 庫 負 担

合計 250,915円

(職域加算部分を含む)

(注) 職域加算部分を除けば、厚生年金と同額 (230,940円)

(前提) 加入期間中の平均報酬月額：360,000円、加入月数：480月 (40年)

(参考) 報酬比例部分の年金額：平均報酬月額 (賃金変動に伴う再評価後) × 給付乗率 × 加入月数 × 物価スライド率

○吉井光照君

(中略)

第二は、国家公務員の年金制度のあり方及び改正の内容についてであります。

申し上げるまでもなく、国家公務員は、国家公務員法によって、憲法に定める労働基本権に制限が加えられるほか、政治的行為が禁止され、守秘義務も課せられ、私企業からも隔離されるなど特殊な服務規律が定められているのであります。しかも、これらに対する違反行為に対しては罰則の制裁がとられることになっております。今回の改正で、いわゆる三階建ての部分として職域年金が設けられておりますが、報酬比例年金の 20%相当という水準は余りにも不明確であります。本来、職域年金の水準は、保険料とのバランスを考えるとともに、公務員の公務の特殊性への配慮や、厚生年金における企業年金とのつり合いを十分に考慮したものでなければならぬことは言うまでもありません。大蔵大臣は、国家公務員の公務の特殊性と年金との関連をどのような具体的な根拠に基づいて決定されたのか、答弁を求めるとであります。

(中略)

○国務大臣(竹下登君)

(中略)

それから次は、国家公務員の年金制度のあり方、そして公務員の特殊性等に対する御意見を交えての御質問であります。

公務員には、公務の公平、中立の立場の確保という観点から、職務専念義務、私企業からの隔離、信用失墜行為の禁止等服務上種々の特別の制約があります。したがって、共済年金制度のあり方を考えるに当たっても、社会保障としての公的年金部分のほかに、公務という職務上の特殊性の面も考慮した配慮が必要であると認識しておるわけであります。このため、今回の改正案では、共済年金の中に職域年金相当部分を設計することとしたわけでございます。

これについて、水準決定等のお尋ねでございます。

共済年金の中に、職域年金相当部分として若干の上積みを行っております。職域年金相当部分の年金水準につきましては、民間における企業年金の態様、水準、費用負担の割合等その実態は千差万別で、それとの比較において一様の結論を得ることは困難であります。しかし、民間企業についてもいわゆる企業年金が相当普及しているという点も考慮いたしまして、あわせて先ほど御指摘のあった公務の特殊性にも配慮しながら、同時に、その費用を負担する現職者の負担の限度、年金受給者と費用負担者の世代間のバランスの維持等から、給付水準にはおのずと限界があることを考慮して、公的年金相当部分の 2 割程度、基礎年金を含めた公的年金全体の 8%程度を職域年金部分として上積みすることにしたものであります。

○政府委員(内海倫君)

御質問に対しまして、それぞれの点につきましてお答えを申し上げます。

まず、共済年金関係でございますけれども、今回の改正案の中の職域年金部分につきましては、公務の能率的運営に資するという観点から、公務員の身分上の制約等の特殊性、民間における企業年金の動向をもにらみながら、総合的に勘案して設定されたものと承知いたしております。公務員の退職年金制度が引き続き公務員制度の一環として機能するためには、このような公務の職域年金の設定は当然に必要であると考えております。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案の概要

(平成19年4月法案提出、平成21年7月衆議院解散に伴い廃案)

1. 法律案の趣旨

被用者年金制度の一元化については、平成18年4月の閣議決定及び12月の政府・与党合意に基づき、制度の安定性・公平性を確保し、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、共済年金制度を厚生年金保険制度に合わせる方向を基本として行う。これにより、民間被用者、公務員及び私学教職員を通じて、同一保険料、同一給付を実現する。

2. 法律案の概要

(1) 主要事項

- ①被用者年金の大宗を占める厚生年金に、公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一。
- ②共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消。
 - ・共済年金にある遺族年金の転給制度や地方公共団体の長の加算特例は廃止、等。
 - ・60歳台前半の公務員OB等に係る在職中の年金支給額の減額方法について、より厳しい減額方法(現行の厚生年金の取扱い)に統一。
- ③共済年金の1・2階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率(上限18.3%)に統一。
 - ・平成22年から引き上げ、公務員共済は平成30年、私学教職員は平成39年に統一。

④事務組織については、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用。また、制度全体の給付と負担の状況を国の会計にとりまとめ計上。

⑤共済年金にある公的年金としての3階部分(職域部分)は廃止。

・新3階年金については、平成19年中に検討を行い、その結果に基づいて別に法律で創設し、職域部分の廃止と同時に実施するという趣旨を規定(附則)。

⑥追加費用削減のため、恩給期間に係る給付について本人負担の差に着目して27%引下げる。ただし、一定の配慮措置を講じる。(文官恩給、旧三共済も同様)

(2) その他

①被用者年金制度の一元化の対象とする「被保険者」の範囲の見直し。
(パート労働者に対する社会保険の適用対象範囲の拡大)

②企業年金に係る規定の整備等。

3. 施行時期

- ・原則、平成22年4月1日(一部は平成23年4月1日等)。
- ・パート労働者に対する適用拡大については、平成23年9月1日。
- ・追加費用及び文官恩給の減額については、平成20年4月1日。

社会保障・税一体改革大綱(抜粋)
(平成24年2月17日 閣議決定)

第1部 社会保障改革

第3章 具体的改革内容(改革項目と工程)

4. 年金

Ⅱ 現行制度の改善

(7) 被用者年金一元化

- 被用者年金制度全体の公平性・安定性確保の観点から、共済年金制度を厚生年金制度に合わせる方向を基本として被用者年金を一元化する。具体的には、公務員及び私学教職員の保険料率や給付内容を民間サラリーマンと同一化する。
- 公的年金としての職域部分廃止後の新たな年金の取扱いについては、新たな人事院調査等を踏まえて、官民均衡の観点等から検討を進めるものとする。

(注) 企業年金を実施している事業所数は、厚生労働省「平成20年就労条件総合調査」から推計すると37.5%となり(厚生労働省年金局資料による)、すべての企業に企業年金があるわけではない。

☆ 平成19年法案をベースに、一元化の具体的内容について検討する。関係省庁間で調整の上、平成24年通常国会への法案提出に向けて検討する。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案 (平成24年4月13日提出)

<主要項目>

- (1) 厚生年金に公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一する。
- (2) 共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消する。
- (3) 共済年金の1・2階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率(上限18.3%)に統一する。
- (4) 厚生年金事業の実施に当たっては、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用する。また、制度全体の給付と負担の状況を国の会計にとりまとめて計上する。
- (5) 共済年金にある公的年金としての3階部分(職域部分)は廃止する。公的年金としての3階部分(職域部分)廃止後の新たな年金については、別に法律で定める。
- (6) 追加費用削減のため、恩給期間に係る給付について本人負担の差に着目して27%引下げる。ただし、一定の配慮措置を講じる。

<施行日>

(1)~(5)：平成27年10月

(6) 公務員の恩給期間に係る追加費用削減：公布から1年を超えない範囲内で政令で定める日

公的年金としての3階部分(職域部分)廃止後の新たな年金の取扱い

公的年金としての3階部分(職域部分)廃止後の新たな年金については、その在り方について、平成24年中に検討を行い、その結果に基づいて、別に法律で定めるところにより、必要な措置を講ずるという趣旨を規定。また、施行日において受給権を有しない共済年金加入者が、それまで保険料を払い込んだ職域部分の取扱いについては、別に法律で定めるところを規定(いずれも平成19年法案と同様の規定)。

附則第2条

この法律による公務員共済の職域加算額(…中略…)の廃止と同時に新たな公務員制度としての年金の給付の制度を設けることとし、その在り方について、平成24年中に検討を行い、その結果に基づいて、別に法律で定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする。

2 この法律による私学共済の職域加算額(…中略…)の廃止と同時に新たな私立学校教職員共済制度としての年金の給付の制度を設けることとし、その在り方について、平成24年中に検討を行い、その結果に基づいて、別に法律で定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする。

附則第3条

この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において組合員等期間(…中略…)を有し、かつ、同日において改正前国共済法、改正前地共済法又は改正前私学共済法による年金である給付の受給権を有しない者に対して施行日以後に支給する給付(…中略…)その他の公務員共済の職域加算額又は私学共済の職域加算額の廃止に伴う経過措置は、別に法律で定める。

※施行日前に共済年金の受給権を有する者については、従来通り職域部分を支給する。